

令和 8 年度前橋市環境保全型農業直接支払交付金交付要項

令和 8 年 5 月 2 8 日から適用

取扱担当課 前橋市役所農政課（7 階） 電話 0 2 7－8 9 8－6 7 0 4（直通） 0 2 7－2 2 4－1 1 1 1（内線 3 7 0 4） 電子メールアドレス nousei@city.maebashi.gunma.jp
--

本交付金の交付目的、内容、交付手続きは、次のとおりです。

交付目的	環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3 8 1 7 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成 2 3 年 4 月 1 日付 2 2 生産産第 1 0 9 5 4 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動（以下「農業生産活動」という。）の実施を推進する農業者団体等に対し、交付金を交付し、もって環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることを目的とします。
内 容	交付対象者 1 農業者の組織する団体で、次の要件を満たすこととします。 (1) 複数の農業者又は複数の農業者及び地域住民等で構成していること。 (2) 団体の規約及び代表者を定め、組織としての口座を開設していること。 (3) 環境保全型農業直接支払交付金に取り組む農業者が 2 戸以上であること。 2 単独で支援の対象となる農業者は、次のいずれかに該当し、市長が適当と認めるものとします。 (1) 対象活動を行う農業集落（農林業センサスに定める農業集落をいう。以下同じ。）の耕地面積に対する当該対象活動の取組面積の割合（複数の農業集落で対象活動を行う場合にあっては、いずれかの農業集落における割合）がおおむね 1 / 2 以上又は全国の農業集落の平均耕地面積に対する対象活動の取組面積の割合がおおむね 1 / 2 以上となる場合。ただし、取組を行う作物（以下「主作物」という。）が土地利用型作物（稲、麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ及び飼料作物をいう。）以外の作物であるときは、「おおむね 1 / 2 以上」又は「2 割以上」とします。 (2) 複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く。）。 3 上記のほか次の全ての要件を満たす必要があります。 (1) 主作物について、販売することを目的に生産されていること。 (2) 実施要領に定める「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について理解し、チェックすること。ただし、G A P 認証等を取得している場合は、この限りではありません。 (3) 別紙 1 に定める推進活動のいずれか 1 つ以上を実施していること。

		(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (5) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。 (6) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (7) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (8) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (9) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (10) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (11) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
	交付の対象となる取組	1 交付の対象となる取組は、次のとおりです。 (1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組 (2) 5割低減の取組と緑肥の施用を組み合わせた取組 (3) 5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組 (4) 5割低減の取組と総合防除（有害動植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう。以下同じ。）を組み合わせた取組 (5) 有機農業の取組 (6) 有機農業（そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物以外）の取組の拡大に向けた活動（以下「取組拡大加算」という。） 2 同一ほ場において、1年間に複数対象の取組を行う場合（以下「複数取組」という。）は、1つの取組のみが対象となります（有機農業の加算措置の取組及び取組拡大加算を除く）。

交付金額	交付上限金額：2, 8 5 4, 6 0 0 円以内 交付金額：定額 1 0 a 当たり 【炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用】 3, 6 0 0 円 【緑肥の施用】 5, 0 0 0 円 【炭の投入】 5, 0 0 0 円 【総合防除のうちそば、あわ、ひえ、きび、飼料作物以外】 4, 0 0 0 円 【総合防除のうちそば、あわ、ひえ、きび、飼料作物】 2, 0 0 0 円 【有機農業のうちそば、あわ、ひえ、きび、飼料作物以外】 1 4, 0 0 0 円 (土壌診断を実施するとともに、交付の対象となる取組のうち(1)～(3)のいずれか1つ以上を実施する場合、2, 0 0 0 円を加算) 【有機農業のうちそば、あわ、ひえ、きび、飼料作物】 3, 0 0 0 円 【取組拡大加算】 新規取組面積あたり 4, 0 0 0 円 ただし、上記単価により算出した額、または群馬県環境保全型農業直接支払交付金の交付決定額に、その額を3分の1にした額を加算した額のいずれか低い額を上限額とします。 また、交付対象面積には、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項第1号（多面的機能支払交付金）に掲げる事業のうち資源向上支払交付金の環境負荷低減の取組への支援で交付対象としているほ場がある場合は、当該ほ場の面積を含まないものとします。 ただし、一つのほ場において、環境負荷低減の取組への支援で冬期湛水の取組を実施する場合であって、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を併せて実施するときは、当該ほ場の面積を含めることができるものとします。
-------------	--

	交付条件	1 交付対象者は、対象事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 交付対象者は、対象事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 交付対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項、交付等要綱、実施要領及び交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。 4 対象事業者は、市税を滞納していないこととします。また、その受益者についても市税を滞納していないこととします。
交付申請の手続等	交付申請の方法、時期等	1 交付金の交付を受けようとする場合は、6月末日までに実施要領に定める次の書類を提出してください。なお、既に計画を提出し、認定を受けている場合には、提出は不要とします。認定済みの計画に変更が生じた場合には、実施要領に定める書類を提出してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです。）。 (1) 計画認定申請書 (2) 添付書類 ア 事業計画 イ 営農活動計画書 ウ 規約等（農業者が組織する団体の場合） エ 複数の農業者で構成されていることが分かる書類（複数の農業者で構成される法人の場合） オ 市税完納証明書（発行から3か月以内のもの） ただし、市長が認める場合は、添付書類の一部を省略することができます。なお、前橋市が市税の納付状況調査を行うことに同意する場合及び市外に住所を有する場合は、完納証明書の添付は不要です。 2 計画書類等を審査して、適正であると認めた場合は、事業の認定を行い、速やかにその旨を農業者団体等の代表者に通知します。 3 上記の通知を受けた場合もしくは既に計画の認定を受けている場合は、指定する期日内に次の書類を提出してください。 (1) 交付申請書兼誓約書 (2) 添付書類 その他参考となる書類 事業の遂行上必要があるときは、概算払による交付金の交付を請求することができます。概算払を希望する場合は、概算払を必要とする理由、時期、金額等を具体的に記載した概算払を必要とする理由書を添付してください。 4 有機農業を実施する農業者団体等は、有機農業の取組を実施する支援対象農業者ごとに実施要領に定める農場管理シート・現地確認チェックリストを6月末日までに提出してください。 ただし、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）。

	以下「JAS法」という。)第10条第2項の格付けを行い表示を付することができるほ場においては、当該事項を証明する書類を提出することにより、農場管理シート・現地確認チェックリストの記載の全部又は一部を省略することができるものとします。 5 市長が特に必要と認める場合については、交付申請の方法、時期等の1及び4に定める事業計画、農場管理シート・現地確認チェックリストの提出期限を延長できるものとします。 【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
交付決定の時期等	申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に交付の可否、金額、条件等を決定し、交付決定通知書により通知します。
請求の方法、支払時期等	1 概算払により請求する場合 (1) 交付金の交付申請時に、概算払を必要とする理由書を提出してください。 (2) 概算払請求時までに、その時期に、その金額の概算払を必要とする理由書を提出してください。理由書の内容を審査し、概算払をする額等を決定します。 (3) 実績報告書の提出後、交付金額が確定しますので、交付金額が確定した後、交付金の未交付分があるときは、交付金精算書兼交付請求書により請求してください。 2 概算払によらずに請求する場合 (1) 実績報告書の提出後、交付金額を確定します。 (2) 交付金額が確定した後、交付金精算書兼交付請求書により請求してください。 3 請求後、内容を審査の上、支払います。
対象事業に変更が生じた場合の手続き	1 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、変更する年度の事業計画の申請期限までに、計画変更認定申請書及び実施要領に定める書類を提出してください。以下の項目以外の軽微な事項の変更については、変更する年度の事業計画の申請期限までに、実施要領に定める変更の届出を提出してください。なお、事業計画の申請期限後に軽微な変更が生じた場合には、速やかに届出を提出してください。 (1) 事業の目標の変更 (2) 事業の実施期間の変更 (3) 事業の実施区域の変更 (4) 自然環境の保全に資する農業の生産方式の変更 (5) 農業生産活動の実施面積の増加 (6) 年当たり交付金額の上限の増加又は年当たり交付金額の30%を超える減 (7) 取組拡大加算の実施又は変更 2 変更書類等を審査して、適正であると認めた場合は、事業の認定

		を行い、速やかにその旨を農業者団体等の代表者に通知します。 3 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ変更等承認申請書、及び実施要領に定める書類を提出し、承認の決定を受けなければなりません。 (1) 対象事業費の増額変更又は30%を超える減額変更をしようとする場合 (2) 対象事業の内容の変更（対象事業の目的及び効果に影響しない軽微の変更を除く）をしようとする場合 (3) 事業主体の変更をしようとする場合 (4) 対象事業を新設、中止、又は廃止しようとする場合 (5) 事業量の30%を超える変更をしようとする場合 (6) 対象事業が予定の期間内に完了する見込がない場合
	変更等承認決定の時期等	変更承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し通知します。
	実施状況の報告	1 交付対象者は、1月末日までに実施要領に定める次の書類を提出してください。 (1) 実施状況報告書 (2) 添付書類 ア 生産記録（農場管理シート・現地確認チェックリストを提出した場合は省略可） イ 資材証明書等の写し（有機農業の取組であって、資材を使用した場合） ウ 土壌診断結果書類の写し（有機農業の取組と併せて、交付の対象となる取組のうち(1)～(3)のいずれか1つ以上を実施した場合） エ その他県又は市が求める書類 (3) 「みどりチェック」チェックシート（農業者ごと） (4) 農業生産活動の実施状況がわかる書類 (5) 推進活動の実施状況がわかる書類 (3)については、GAP認証等を取得している場合は、当該事項を証明する書類に代えることができるものとします。 2 報告書類等を審査の上、交付対象者が交付金の交付を受けようとする年度の3月5日までに、交付対象者に実施状況確認結果通知書をもって通知するものとします。

	実績報告書の提出等	1 事業が完了した日から30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。 (1) 実績報告書 (2) 添付書類 ア 事業実績、経費の配分及び収支がわかる書類 イ その他参考となる書類 2 上記により提出された書類の審査及び調査を行い、交付金額を確定し、通知します。 3 上記のほかに対象事業者は、翌年度の4月末日までに実施要領に定める次の書類を提出してください。 ただし、実施状況の報告を行った時点において、農業生産活動を実施済みであり、かつ実施面積等が実施状況確認結果通知と同一である場合、実施状況報告書を営農活動実績報告書に代え、提出を省略することができます。 (1) 営農活動実績報告書 (2) 実施状況の報告から変更のあった書類
	交付決定の取消し又は交付金の返還	1 次の場合は、交付金の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は、交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 次の場合は、指定された期限までに、交付金を返還しなければなりません。 (1) 交付金の交付を受けた後、交付金の交付決定を取り消された場合、取り消しに係る部分の金額。 (2) 交付を受けた交付金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績に基づき積算し、確定した金額を超える場合、超える部分の金額。
様式	申請書等の様式	1 交付申請書兼誓約書 (様式第1号) 2 交付決定通知書 (様式第2号) 3 変更等承認申請書 (様式第3号) 4 変更等承認通知書 (様式第4号) 5 実績報告書 (様式第5号) 6 交付金額確定通知書 (様式第6号) 7 交付金概算払請求書 (様式第7号) 8 交付金精算書兼交付請求書 (様式第8号) 9 同意書 (様式第9号)

(別紙 1)

- 1 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動
 - (1) 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
 - (2) 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
 - (3) 先駆的農業者等による技術指導
 - (4) 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
 - (5) ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組
- 2 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動
 - (1) 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
 - (2) 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定
- 3 その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動
 - (1) 耕作放棄地の復旧及び復旧した農地における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
 - (2) 中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
 - (3) 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
 - (4) その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施